

別表第1 (設計住宅性能評価料金【税込み】)

(円)

	(い)床面積の合計	(ろ)評価料金の額
戸建住宅	100 m ² 未満	40,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	50,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	60,000
	500 m ² 以上	$P \times 25,000 + 60,000$
共同住宅	500 m ² 未満のもの	$70,000 + M \times 20,000$

※P：延床面積から 500 m²減じた数値を 200 m²で除した数値とする。

※M：評価対象住戸数

※戸建て住宅の 500 m²以上で算出した料金の額は、100 円未満を切捨てた額とする。

※同一団地内同一住棟の評価料金は、上記評価料金の 1/3 の額(1000 円未満は切り捨てる。)を減額する。

別表第1(い欄)の床面積の合計は、次表各項の左欄に掲げる区分に応じ、同表各項の右欄について算定する。		
(1)	住宅を建築する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る部分の床面積
(2)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を機構以外の者から受けている場合	当該建築に係る部分の床面積
(3)	住宅の計画の変更をして住宅を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を機構から受けている場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
(4)	機構が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

別表第2 (建設住宅性能評価料金【税込み】)

(円)

	(い)床面積の合計	(ろ)評価料金の額	(は)他の機関が設計評価を行った場合の建設評価料金
戸建住宅	100 m ² 未満	65,000	85,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	75,000	100,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	90,000	120,000
	500 m ² 以上	$P \times 35,000 + 90,000$	$120,000 + P \times 50,000$
共同住宅	500 m ² 未満	$N \times 70,000 + M \times 20,000$	$100,000 + N \times 70,000 + M \times 20,000$

※P：延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値とする。

※M：評価対象住戸数

※N：検査を行う予定回数

※戸建て住宅の500 m²以上で算出した料金の額は、100円未満を切捨てた額とする。

※評価料金の額には、紛争処理負担金（建設住宅性能評価一件につき4,000円）を含む。

別表第3 (住宅型式性能認定住宅等・設計住宅性能評価料金【税込み】)

(円)

	(い)床面積の合計	(ろ)評価料金の額
戸建住宅	100 m ² 未満	35,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	45,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	55,000
	500 m ² 以上	$P \times 20,000 + 55,000$
共同住宅	500 m ² 未満	$60,000 + M \times 15,000$

※P：延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値

※M：評価対象住戸数

※戸建て住宅の500 m²以上で算出した料金の額は、100円未満を切捨てた額とする。

別表第4 (住宅型式性能認定住宅等・建設住宅性能評価料金【税込み】) (円)

	(い)床面積の合計	(ろ)建設住宅性能評価料金の額	(は)他の機関が設計評価を行った場合の建設評価料金の額
戸建住宅	100 m ² 未満	60,000	80,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	70,000	90,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	80,000	110,000
	500 m ² 以上	$P \times 35,000 + 80,000$	$110,000 + P \times 45,000$
共同住宅	500 m ² 未満	$N \times 60,000 + M \times 15,000$	$90,000 + N \times 70,000 + M \times 15,000$

※P：延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値とする。

※M：評価対象戸数

※N：検査を行う予定回数

※戸建て住宅の500 m²以上で算出した料金の額は、100円未満を切捨てた額とする。

※上表 評価料金の額には、紛争処理負担金（建設住宅性能評価一件につき4,000円）を含む

別表第5 (空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の料金加算額【税込み】) (円)

	(い)測定物質の種類	(ろ)評価料金の額
戸建住宅	ホルムアルデヒド	40,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチレンベンゼン、スチレン	60,000
共同住宅	ホルムアルデヒド	$20,000 + M \times 20,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチレンベンゼン、スチレン	$20,000 + M \times 40,000$

※測定の方法は、測定バッジによるパッシブ採用方式による。

※住宅性能評価方式基準6-4(3)イ採取条件③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定は、申請者が行う。

※戸建住宅の測定は竣工検査と同時に行う。

※M：評価対象住戸数

別表第 6（長期使用構造等確認料金【税込み】）（円）

	（い）住宅の区分	（ろ）確認料金の額	※（ ）は一体申請する場合
戸建住宅	一般	40,000	（6, 000）
	型式認定・製造者認証	35,000	（6, 000）
共同住宅	一般	$95,000 + M \times 6,500$	$(M \times 6,500)$
	型式認定・製造者認証	$60,000 + M \times 6,500$	$(M \times 6,500)$

※M：確認対象住戸数

※第 9 条第 2 項による計画変更に係る料金の額は上記料金の 1/2 とする。

注)

一体申請：同一の住宅又は住戸について、設計住宅性能評価を同時申請又は機構で発行した設計住宅性能評価書が添付されているもの。（ただし、性能評価書は申請時点の告示により評価されたものとする）ただし、設計住宅性能評価の各項目の等級が長期使用構造確認で指定された等級を満たしているものに限る。

型式認定・製造者認証：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「住宅性能表示制度」により認定されたもの。耐震と省エネルギーを含む二項目以上の認定書等が添付されている場合に適用する。

別表第7 （料金返還等について）

第33条第2項の規定による返還の額は、次表の（い）欄の申請の取り下げ又は契約の解除を行った時期に応じた（ろ）欄の率に当該評価料金を乗じた額とする。ただし、戸建住宅においては第4回目の現場検査当日以降、共同住宅等においては竣工時（最終回）の現場検査当日以降は、料金を返還しない。

	（い） 欄 申請の取り下げ又は契約の解除 を行った時期	（ろ） 欄 当該評価料金に乘ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価引受承諾書を 発行した日から第1回目の現場 検査の前日まで	0. 9 5
	第1回目の現場検査を実施した 日から第2回目の現場検査の前 日まで	0. 7
	第2回目の現場検査を実施した 日から第3回目の現場検査の前 日まで	0. 4 5
	第3回目の現場検査を実施した 日から第4回目の現場検査の前 日まで	0. 2
共同住宅等	建設住宅性能評価引受承諾書を 発行した日から第1回目の現場 検査の前日まで	0. 9 5
	第1回目の現場検査を実施した 日から竣工時（最終回）の現場 検査の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$ ※ J は申請の取り下げの 日までに実施した現場 検査の回数とし、Nは予定 検査回数とする。